



2022年4月7日

各位

会社名 イオンモール株式会社
 (コード番号:8905 東証プライム市場)
 代表者名 代表取締役社長 岩村 康次
 問合せ先 常務取締役管理本部長 岡本 正彦
 電話番号 043 - 212 - 6733

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月19日開催予定の第111期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、改正会社法等による株主総会資料の電子提供制度への対応、及び感染症拡大や大規模災害の発生、社会のデジタル化の更なる進展を鑑み、場所の定めのない株主総会の開催を可能とすること、また、モール事業に続く今後の成長戦略として、複合型開発やデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出など、新規事業の展開を見据え、定款の一部を変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更分を示します。)

現行定款	変更案
第1章	総則
(目的) 第2条 当社は、国内外において、次の事業を営むことを目的とする。 1. ショッピングセンターを主とした不動産の開発、建設、運営および管理に関する業務 <2.～6. 条文省略> 7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営 8. インターネット上での広告業務 <9.～14. 条文省略> 15. 公園、観光施設、スポーツ施設、文化施設、道路、駐車場、駐輪場等の受託・管理運営 <16.～17. 条文省略> 18. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務 19. 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 <現行どおり> 1. ショッピングモールを主とした不動産の開発、建設、運営、 <u>再生</u> 、および管理に関する業務 <2.～6. 現行どおり> 7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営および各種商品の販売 8. <u>広告</u> 、 <u>宣伝</u> に関する業務 <9.～14. 現行どおり> 15. 公園、 <u>オフィス</u> 、 <u>ホテル</u> 、 <u>観光施設</u> 、 <u>レジャー施設</u> 、 <u>スポーツ施設</u> 、 <u>文化施設</u> 、 <u>教育施設</u> 、 <u>水族館</u> 、 <u>住宅</u> 、 <u>道路</u> 、 <u>駐車場</u> 、 <u>駐輪場</u> 等の受託・管理運営、 <u>賃貸</u> 、 <u>経営</u> <16.～17. 現行どおり> 18. <u>販売促進活動</u> 、 <u>各種イベント</u> 、 <u>講演</u> 、 <u>セミナー</u> の企画・ <u>開催</u> ・ <u>運営管理</u> 19. <u>情報処理</u> および <u>情報提供サービス業</u> 、 <u>マーケティング業</u> 20. <u>貨物自動車利用運送事業</u> 、 <u>倉庫事業</u> 、 <u>流通加工事業</u> 、 <u>港湾運送事業</u> 、 <u>物流センター運営事業</u> 、 <u>通関業</u> 、 <u>輸出入代行業</u> 21. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務 22. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3章 株主総会	
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><新設></p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>②当社は、感染症拡大または大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

取締役会決議 2022年4月7日
株主総会開催日(効力発生日) 2022年5月19日

以上